

事務連絡
令和4年1月20日

市内介護保険事業所
運営法人代表者様
管理者様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者待機期間について

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

令和4年1月18日（火）配信のメール（●横浜市からのお知らせ●新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の濃厚接触者の取扱いについて）でもお知らせしましたとおり、厚生労働省より、オミクロン株の患者の濃厚接触者については、現時点までに得られた潜伏期間に関する科学的知見に基づき、濃厚接触者の待機期間を、最終曝露日（陽性者との接触等）から原則10日間とする旨通知がありましたのでご確認ください。

・厚生労働省事務連絡（新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について）（令和4年1月5日 令和4年1月14日一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf>

なお、横浜市では、国からの介護保険最新情報をはじめ、新型コロナウイルス関連情報を随時メールで配信しています。また、これらの情報は本市ホームページにも掲載していますので、常に最新の情報をご確認いただき、施設・事業所において感染が確認された場合に備え、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行っていただくとともに、感染が確認された場合は、保健所の指示に従い速やかに感染拡大防止のための行動をお願いいたします。

・横浜市ホームページ

「介護事業者向け新型コロナウイルス関連情報」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html>

横浜市健康福祉局介護事業指導課
kf-corona@city.yokohama.jp

【参考】

Q 1 1月14日付の国の通知では10日から6日（7日）となっているが、いつから待機短縮となるか

A 1 濃厚接触者の待機期間は原則10日間となります。そのうえで、国通知発出日である1月14日以降、以下の（1）～（5）の条件を満たす方が待機短縮の対象です。

国通知では、短縮の前提として各事業者が必要性を判断することとしています。

※以下、厚生労働省事務連絡（新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について）（令和4年1月5日 令和4年1月14日一部改正）抜粋

「待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。」

- (1)社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
- (2)無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
- (3)検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
- (4)いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
- (5)待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

Q 2 事業所職員はすべて対象となるか

A 2 国の通知（上記A1の（1）～（5））に該当することを確認のうえ、事業所として事業継続上必要と認められ、その意義を十分に説明できれば可能です。

Q 3 市から検査費用の補助はあるのか

A 3 国通知の通り、検査は事業所の負担（自費検査）により行ってください。
市から検査費用の補助はありません。